

令和4年6月3日

職員の懲戒処分について

世田谷区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

◎ 清掃・リサイクル部職員の公務中の自動車事故

1 被処分職員

清掃・リサイクル部

職種名：技能VI（職務名：作業Ⅲ） ※清掃作業等の職務を行う職員

主事 52歳 男性

2 処分内容

戒告

3 事故の概要

上記職員は、令和元年7月29日、公務で区内を庁有車で移動中、信号機のないT字路交差点において、車両右側の確認が不十分なまま右折したことにより、右側から直進してきた自動二輪車に衝突し相手方に傷害を負わせ、令和2年4月10日に罰金40万円の略式命令を受けた。

4 処分年月日

令和4年6月2日